

本白根山・白根山（湯釜付近）火山噴火緊急減災対策砂防計画 検討委員会

規 約

第1条 名称

本会は、「本白根山・白根山（湯釜付近）火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」（以下「委員会」という）と称する。

第2条 目的

平成30年1月23日に発生した本白根山の噴火を踏まえ、本白根山火山噴火緊急減災対策砂防計画の基本方針及び対策案についてとりまとめること、ならびに同計画の検討成果を踏まえて、白根山（湯釜付近）火山噴火緊急減災対策砂防計画の基本方針等を見直すことを目的とする。

第3条 検討事項

委員会は以下の事項について検討を行う。

1. 本白根山における緊急減災対策砂防計画の基本方針に関すること
2. 本白根山における緊急減災対策砂防計画の対策に関すること
3. 白根山（湯釜付近）における緊急減災対策砂防計画の基本方針に関すること
4. 白根山（湯釜付近）における緊急減災対策砂防計画の対策に関すること

第4条 構成

委員会の構成は、次のとおりとする。

1. 委員は別紙に掲げる者とする。
2. 委員会には委員長をおく。
3. 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

第5条 運営

委員会の運営は、次のとおりとする。

1. 委員長は、委員会を必要に応じて開催するものとし、第3条の検討事項に関する必要な事項を決定するものとする。
2. 不測の事態により委員長が委員会に参加できない場合は、委員の互選により委員長代理を選任する。
3. 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させることができる。

第6条 事務局

1. 事務局は、委員会の事前準備・当日の運営に関する事務等を行うものとする。
2. 事務局は国土交通省 関東地方整備局 利根川水系砂防事務所に置く。

第7条 設置期限

検討委員会の設置期限は令和3年3月31日とする。

第8条 雑則

この規約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、必要に応じ検討委員会の承認を得て定めるものとする。

付則 本規則は令和2年1月30日より施行するものとする。

本白根山・白根山（湯釜付近）火山噴火緊急減災対策砂防計画
検討委員会

委員名簿

氏名	所属、役職
石川 芳治	東京農工大学 名誉教授（砂防）
小川 康雄	東京工業大学 教授（火山）
木川田 喜一	上智大学 教授（火山）
白木 克繁	東京農工大学 准教授（砂防）
野上 健治	東京工業大学 火山流体研究センター 教授（火山）
平林 順一	東京工業大学 名誉教授（火山）
水野 正樹	国土交通省 国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部 深層崩壊対策研究官
三輪 賢志	国立研究開発法人 土木研究所 土砂管理研究グループ 上席研究員
新出 祥文	気象庁 地震火山部 火山監視課 火山監視・警報センター所長
山田 隆徳	気象庁 前橋地方气象台 台長
清水 直幸	気象庁 長野地方气象台 台長
竹下 誠	林野庁 関東森林管理局 吾妻森林管理署長
堀内 洋	環境省 信越自然環境事務所長
西澤 賢太郎	国土交通省 関東地方整備局 河川部長
新井田 浩	国土交通省 北陸地方整備局 河川部長
坂田 達也	群馬県 総務部 危機管理課長
大内 章義	群馬県 県土整備部 砂防課長
布山 澄	長野県 危機管理部 危機管理防災課長
藤本 済	長野県 建設部 砂防課長
黒岩 信忠	群馬県草津町長
熊川 栄	群馬県嬭恋村長
伊能 正夫	群馬県中之条町長
萩原 睦男	群馬県長野原町長
内山 信行	長野県高山村長
竹節 義孝	長野県山ノ内町長

本白根山・白根山（湯釜付近）火山噴火緊急減災対策砂防計画

検討委員会

公開方針

委員会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、委員会で定める。

1. 委員会は原則非公開とし、冒頭撮影のみ認める。
2. 開催案内は、報道機関に対して情報提供を行う。
3. 委員会の討議資料は、原則として公開とする。
4. 委員会議事要旨を作成し、委員長の確認を得た上で、公表する。
5. 委員会の討議資料、議事要旨は、利根川水系砂防事務所のホームページに掲載する。
6. 各委員会後に、委員長および利根川水系砂防事務所長より、記者会見によって討議結果を報告する。